

令和6年度山梨県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業のご案内

進学や就職などで山梨県内の児童養護施設等を退所または里親委託の解除後に、資金の貸付けを行うことで、安定した生活と円滑な自立を支援します

進学者は卒業後、就職者は退所または里親委託解除後、生活支援費、家賃支援費は5年間、資格取得支援費は2年間、週20時間以上の就労を継続した場合、貸付金の返還を免除します。

就労継続したことを確認するため、毎年4月に現況確認を行います。確認の取れない方は貸付金の返還を免除することはできませんので、全額を返還していただきます。

1【貸付内容】 申請は、各資金それぞれ1回まで申請できます

種類	貸付対象者			貸付期間	貸付額
	退所又は委託解除から5年が経過するまで		入所中又は委託中の希望者		
	進学者	就職者			
生活支援費	○	—	—	在学する期間	月額5万円以内 ※定期的に医療機関を受診している場合は、医療費などの実費相当額を追加交付できません
家賃支援費	○	○	—	進学者は在学する期間 就職者は退所または委託解除後から2年間を限度とする	1か月あたりの家賃相当額（管理費・共益費を含む） ※居住地の生活保護住宅扶助額を限度とする
資格取得支援費	○	○	※1 ○	一括交付	25万円以内 資格取得に要する費用の実費

※1 措置中の場合は、申請理由が自立支援計画上の位置づけであることを②意見書に明記してください

2【申請期間】 ※各当日消印有効

- 第1回 令和6年4月1日（月）～令和6年5月31日（金）
- 第2回 令和6年6月3日（月）～令和6年9月30日（月）
- 第3回 令和6年10月1日（火）～令和7年1月31日（金）

3【提出書類】

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 意見書（様式第2号）
- ③ 親権者同意書（18歳未満のみ）（様式第3号）
- ④ 個人情報の取扱いについて（様式第4号）
- ⑤ 申請者の世帯全員の住民票（本籍地の記載のあるもの、個人番号のないもの）
- ⑥ 連帯保証人の所得証明、住民票（本籍地の記載のあるもの、個人番号のないもの）
- ⑦ 児童養護施設等または委託解除の措置解除決定通知書の写し
- ⑧ 在学証明書または就業証明書
- ⑨ 1か月の家賃額（管理費、共益費含む）がわかるものの写し（家賃支援費）
- ⑩ 所要費の実費がわかる見積書、領収書等の写し（資格取得支援費）

4【連帯保証人】

原則として山梨県内に居住する連帯保証人が1名必要です
ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません
連帯保証人が立てられない理由を②意見書に明記してください

5【事前面談】※事前面談申込書にて申請してください

審査前までに、申請者、関係機関の職員、社会福祉協議会職員との面談を令和5年12月より実施します
申請前に実施できますので、県外への進学、就職を予定している方はお早めにお申込みください

6【貸付決定】

第1回は6月末、第2回は10月末、第3回は2月末に承認、不承認を決定し、文書にて通知します

7【貸付契約】

承認を受けたときは、貸付契約を取り交わすために借用書を提出していただきます
借用書には、実印（借受人、連帯保証人）の押印が必要です
なお、借用書の提出の際に以下の項目が必要となります

- ① 借用書に押印する実印の印鑑登録証明書 各1通（借受人、連帯保証人）
- ② 収入印紙（貸付金額による額）

8【貸付金交付】

生活支援費、家賃支援費は、原則として年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）交付します
資格取得支援費は、一括交付します

9【その他】

- ・貸付けには、審査があります
審査によっては、貸付けが不承認となることもあります
- ・貸付は無利子です
ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します
- ・児童養護施設等または児童相談所、児童養護施設等退所者自立サポート事業所を経由して申請してください
- ・借入目的に反する貸付金の使用や毎年の現況確認ができない場合、貸付金の交付の中止及び貸付金の返還を求めます
- ・暴力団員が属する世帯の方は申込みできません

【申請書受付、お問合せ先】〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ内
山梨県社会福祉協議会 生活支援課 資金第1担当 TEL 055-251-3900